逗子市議会から、暴力、恫喝(脅し) 発言妨害、いじめをなくさせましょう



委員会視察で君島雄一郎議員が同僚議員に暴行、傷害事件で書類送検

市民のみなさん、逗子市議会は暴力、恫喝(どうかつ)、暴言、嫌がらせによる発言妨害が繰り返され、傷害事件にまで発展。議長や委員長の注意も聞かず、発言取り消し、 退席させられても反省もせず、問題が繰り返されています。議会内では恥ずべきことであり、正式な見解を公表していません。日本共産党はこれまで議会内で問題解決に努 力してきましたが、事態は深刻さを増していることから、塔本正子議長に申し入れを行ない、市議会の正常化と民主的運営を求めました。

同僚議員に、てめえ、おまえと恫喝 発言妨害

君島雄一郎議員は、市長の政策に反対、異論を唱える議員をとくに敵対視、質問や発言中でも「てめえ、おまえよ」と発言、度々質問を中断。恫喝で発言を封じようとしてきました。新人女性議員の前で仁王立ちし、「ふざけたことを言ってんじゃねえぞ。でたらめばかり言いやがって」「今度やったらただじゃおかねえからな。わかったのかよ」と数分間も恫喝、気分を悪くして、病院を受診、裁判では「和解」が成立しましたが、前代未聞です。

「バカ」などヤジ暴言繰り返し、反省せず

君島雄一郎議員は、ヤジ(不規則発言)を繰り返し、議長や委員 長から再三注意され、それも無視したことで「発言取り消し」を 命じられています。また、本会議場で同僚議員に「バカ」と発言、 本人も侮辱しためことを認め陳謝をしています。

議場や委員会で女性議員に○○ちゃんと呼び、 公然と「俺の膝に座らないか」発言

若い女性議員に対し、毎回のように「OOちゃん」と親密度を 周りにアピール。「俺の膝に座らないか」「もう少し胸を開いた ら」など女性蔑視、セクハラ発言を繰り返し、その場にいる同僚 議員や市長、市職員を不快にさせてもお構いなしです。

暴言を一部容認した結果、暴言が増長

君島雄一郎議員(連合推薦)の暴言によって侮辱されたとして2 人の議員から懲罰にかけるよう要求が2度ありました。多くの議員は懲罰にかける必要はないと判断。彼の暴言を容認した結果、ヤジ暴言は、益々エスカレートしてしまいました。

どっちも、どっち論では解決しない

議会内では「いじめられている議員も問題が何かあるからだ」と言う声があります。しかし、暴力や暴言を受け、恫喝されたことで発言や質問ができなくなる議員も生まれています。また、市民のくらしと市政の重要な問題を議論する場が、同僚議員を「てめえ」「おまえよ」と怒鳴り散らすような場となっている方が異常であり、正常化する必要があります。

暴力と暴言、いじめ許さない議会をめざし 日本共産党は全力で取り組みます。

市議会の議員同士の対立が激化した時期は、池子米軍住宅計画が持ち込まれた時でした。しかし、これほどまで酷いヤジと暴言、特定議員に対する執拗ないじめ、恫喝、そして暴力行為などはありませんでした。日本共産党は、塔本正子議長のもとで、早急に問題解決に向けて全力をつくす決意です。

塔本正子議長への申入れ書(3文書)

- ①暴言、恫喝、発言妨害をやめさせ、議会の品位保持を求める。
- ②議員のセクシャルハラスメント 発言問題
- ③議員と女性職員の写真公開問題

会派名「無所属の会」

団 長 君島雄一郎 松本 寛 菊池 俊一(副議長)

視察中の傷害事件とは…

12年10月22日、総務常任委員会の 現地視察中、君島雄一郎議員が、高 谷清彦議員に対し、胸元をつかみ、 地面に押し倒すなどして、頭部と腰 などに全治約10日間のけがを負わせ、 視察を妨害したとして、傷害容疑と 公務執行妨害容疑で告発され、議員 や同行した市職員の事情聴取も行わ れ、書類送検に至ったものです。

日本共産党議員団 控室873-1111 内線418 逗子事務所 沼間2-15-4 Tel871-1321 FAX871-7969 みなさんのご意見・ご要望をお寄せください

災害見舞金の支給対象拡大と遡及措置を提案



議員提出議案第4号

逗子市議会議長 塔本正子殿

逗子市議会議員 岩室 年治(日本共産党)

原口 洋子(市民自治の会)

同 高谷 清彦(維新クラブ)

逗子市市民災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

逗子市市民災害見舞金支給条例の一部をつぎのように改正する。 第3条第1項は次の1号を加える。

(5) その居住者の住宅が火災による消火活動により著しく損害を被ったとき。

別表に次ぎのように加える。

第5号	1人世帯	2人以上世帯
(消火活動による損害)	20.000円	50.000円

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

(提案理由) 市民災害見舞金について、火災による消火活動により被った場合、当該見舞金の支給対象とし、市民生活の安定と福祉の増進に寄与するに当たり、改正の要あるため提案する。

共産党ら3会派で共同提案、残念ながら継続審査に

第2回定例会(6月議会)に、日本共産党が呼びかけ、市民自治の会と維新クラブの3会派で議員提出議案「逗子市市民災害見舞金支給条例の一部改正案」を提案し、教育民生常任委員会で付託審査が行われました。しかし、可決できずに委員長採決で継続審査になりました。改めて9月議会で審議されます。

早急に改正して、制度の改善を図るべき!

継続 賛成	継続 反対	
横山美奈	なけ ロフ	
高野典子	橋爪明子	
菊池俊一	加藤秀子	
7171200	原口洋子	
君島雄一郎	高野 毅	
丸山委員長		

今年1月の池子2丁目の共同住宅で、市民が亡くなる 住宅火災がありました。その際、消火活動で鎮火しまし たが、消火活動に伴い、下の階など隣家に被害が及びま した。ところが、現行の災害見舞金条例では、火災によ る延焼した住宅への支給は対象となりますが、消火活動 で被った被害は対象となっていません。本来、条例制定

の「目的」は、災害を被った市民に等しく、見舞金が支給されるように制度化(条例化)したものです。その立場から「消火活動による被害」も対象に加え、対象を拡大すべきです。また、今年発生した被災者も対象にするため「改正」の適用を今年1月1日として、遡って見舞金を支給すべきではないでしょうか。(遡及措置)



災害見舞金「改正」Q&A

- Q 支給額の設定は?
- A 現条例規定にある「半焼半壊と床上浸水」と同額とした。
- Q 遡って支給しなくても、施行の後を対象にすべきでは?

A 遡及(そきゅう)の必要性と判断は、①条例の目的は、逗子市内で災害(火災・交通事故)を被った市民に、市民を代表して市長が見舞金を支給するもの。②日本赤十字社の見舞金制度はすでに「消火活動の被害」も対象にしていることから、問題は市が条例の見直しを怠ってきたことであり、市民の責任ではない。この2点からも遡及をすべきと判断した。

Q 広範囲に災害が発生した場合は?

A 災害救助法が適用された場合と国の法律に基づき「逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金の支給を受けた者は、見舞金の支給は受けられない。

日本共産党逗子市議団





岩室年治 橋爪明子



2013年8月号外

議会報告